

第 6 7 1 号
平成22年3月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

○ 告示	番号	頁数	○ 教育委員会	番号	頁数
放置自転車等の保管について	37	2	定例教育委員会の招集について	—	13
放置自転車等の保管について	38	2			
公示送達について	39	3	○ 農業委員会	—	頁数
地縁による団体の告示事項の変更	40	3	農業委員会の招集について	—	13
について					
放置自転車等の保管について	41	3	○ 選挙管理委員会	—	頁数
放置自転車等の保管について	42	3	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に		
地縁による団体の告示事項の変更	43	4	登録をした者の氏名を記載した書	—	13
について			面の縦覧場所について		
放置自転車等の保管について	44	4	天理市農業委員会委員選挙人名簿	—	13
放置自転車等の保管について	45	4	の縦覧について		
放置自転車等の保管について	46	5	選挙権を有する者の直接選挙に必	—	14
放置自転車等の保管について	47	5	要な選挙人の数について		
放置自転車等の保管について	48	5			
地縁による団体の認定について	49	6			
放置自転車等の保管について	50	6			
公示送達について	51	7			
放置自転車等の保管について	52	7			
公示送達について	53	7			
放置自転車等の保管について	54	7			
放置自転車等の保管について	55	8			
放置自転車等の保管について	56	8			
平成22年第1回天理市議会定例会	57	9			
の招集について					
公共下水道の供用（処理）開始に	58	9			
ついて					
自転車等駐車場における放置自転	59	10			
車等の保管について					
放置自転車等の保管について	60	11			
放置自転車等の保管について	61	11			
放置自転車等の保管について	62	11			
放置自転車等の保管について	63	12			
放置自転車等の保管について	64	12			
○ 公告					
農用地利用集積計画について	6	12			
大和都市計画道路事業の事業計画					
の変更に係る図書の写しの縦覧に	7	13			
ついて					

告 示

(平成22年 2月 8日 掲示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 2月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月 8日から平成22年 4月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成22年 2月 9日 掲示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 2月 9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月 9日から平成22年 4月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 2月10日 掲示済)

天理市告示第39号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年2月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成22年2月10日揭示済）

天理市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、中之庄町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年2月10日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市中之庄町55番地 平 瀬 宗 寛

変更後 代表者 天理市中之庄町316番地 藤 岡 多 一

変更年月日 平成22年1月10日

（平成22年2月10日揭示済）

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年2月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1） 返還期間
平成22年2月10日から平成22年4月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - （2） 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年2月12日揭示済）

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年2月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 2月12日から平成22年 4月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

(以下 略)

(平成22年 2月15日揭示済)

天理市告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年 2月15日

天理市長 南 佳 策

規約に解散の事由を定めたときは、その事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

変更年月日 平成22年 2月15日

(平成22年 2月15日揭示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 2月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 2月15日から平成22年 4月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 2月16日揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 2月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 2月16日から平成22年 4月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年 2月17日揭示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 2月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月17日から平成22年 4月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 2月18日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 2月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月18日から平成22年 4月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 2月19日揭示済)

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 2月19日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月19日から平成22年 4月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 2月22日揭示済)

天理市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成22年 2月22日

天理市長 南 佳 策

記

名 称	守目堂町自治会
規 約 に 定 め る 目 的	・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・ 美化・清掃等区域内の環境の整備 ・ 集会施設の維持管理
区 域	天理市守目堂町全域とする。 但し守目堂町27番2、31番、34番6、34番7、35番、36番1、36番4、38番1、38番2、38番5、38番8、39番、40番1を除く
主 たる 事 務 所	天理市守目堂町72番地2
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	小谷 隆男 天理市守目堂町72番地2
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認 可 年 月 日	平成22年 2月22日

(平成22年 2月22日揭示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 2月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 2月22日から平成22年 4月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年2月23日揭示済)

天理市告示第51号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年2月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年2月23日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年2月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年2月23日から平成22年4月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年2月24日揭示済)

天理市告示第53号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年2月24日

天理市長 南 佳 策

送達の受けるべきものの住所及び氏名並びに書類 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年2月24日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年2月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年2月24日から平成22年4月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年2月25日揭示済）

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年2月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年2月25日から平成22年4月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年2月26日揭示済）

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年2月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年2月26日から平成22年4月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 3 月 1 日揭示済)

天理市告示第57号

平成22年第 1 回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年 3 月 1 日

天理市長 南 佳 策

記

1 期 日 平成22年 3 月 8 日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成22年 3 月 1 日揭示済)

天理市告示第58号

公共下水道の供用(処理)を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第 9 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成22年 3 月 1 日より同月15日までの期間、本市建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3 月 1 日

公共下水道管理者

天理市長 南 佳 策

記

1 供用(下水の処理)を開始する年月日

平成22年 3 月16日

2 供用(下水の処理)を開始する区域

《天理市》

中山町・成願寺町・南六条町・小路町・中之庄町・和爾町・蔵之庄町・荒蒔町・嘉幡町・森本町・櫛本町・富堂町・長柄町・檜垣町・田部町・柳本町・遠田町・川原城町・二階堂上ノ庄町・庵治町・指柳町・平等坊町・中町・前裁町・田井庄町・田町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

分 区	管 記号	起 点	終 点
櫛本北第 3 - 1 処理分区	A	蔵之庄町331番地 2 の先	蔵之庄町326番地 1 の先
	B	蔵之庄町319番地 1 の先	蔵之庄町326番地 1 の先
	C	蔵之庄町329番地 1 の先	蔵之庄町326番地 4 の先
	D	蔵之庄町327番地 1 の先	蔵之庄町327番地 7 の先
	E	中之庄町25番地の先	中之庄町77番地の先
	F	中之庄町38番地 1 の先	中之庄町38番地 3 の先
	G	中之庄町37番地の先	中之庄町36番地の先
	H	中之庄町47番地の先	中之庄町68番地の先
	I	中之庄町55番地の先	中之庄町63番地の先
	J	中之庄町51番地の先	中之庄町50番地の先
	K	和爾町420番地 2 の先	和爾町362番地の先
	L	和爾町362番地の先	中之庄町71番地の先
	M	和爾町366番地の先	和爾町362番地の先
	N	森本町71番地 1 の先	森本町172番地の先
	O	森本町71番地 2 の先	森本町173番地の先
櫛本北第 4 処理分区	A	櫛本町3520番地 1 の先	櫛本町3501番地 2 の先
	B	櫛本町3491番地の先	櫛本町3501番地 2 の先
	C	櫛本町3501番地 2 の先	櫛本町3153番地 1 の先
櫛本北第 9 処理分区	A	南六条町125番地 1 の先	南六条町94番地 6 の先
	B	南六条町123番地 1 の先	南六条町94番地 6 の先
櫛本北第10処理分区	A	小路町170番地 1 の先	小路町160番地 1 の先
櫛本北第10 - 2 処理分区	A	中町215番地 1 の先	中町215番地 2 の先
櫛本北第11処理分区	A	小路町51番地の先	小路町74番地 3 の先
	B	小路町81番地 2 の先	小路町91番地の先
櫛本北第12 - 1 処理分区	A	二階堂上ノ庄町91番地11の先	二階堂上ノ庄町91番地 5 の先
	B	二階堂上ノ庄町56番地 1 の先	二階堂上ノ庄町54番地 2 の先

	C	二階堂上ノ庄町46番地1の先	二階堂上ノ庄町44番地7の先
	D	嘉幡町681番地1の先	嘉幡町680番地2の先
天理北第1処理分区	A	荒蒔町57番地4の先	荒蒔町29番地5の先
	B	田部町346番地の先	田部町343番地3の先
	C	田部町271番地5の先	田部町271番地3の先
天理北第2処理分区	A	川原城町393番地1の先	川原城町394番地2の先
天理北第4処理分区	A	富堂町233番地1の先	富堂町233番地1の先
	B	前裁町309番地の先	前裁町309番地の先
	C	田井庄町309番地1の先	田井庄町309番地1の先
	D	富堂町219番地1の先	富堂町219番地2の先
天理北第5処理分区	A	荒蒔町57番地4の先	荒蒔町29番地5の先
	B	指柳町308番地5の先	指柳町308番地2の先
	C	平等坊町138番地12の先	平等坊町138番地3の先
天理市北第9処理分区	A	富堂町458番地1の先	富堂町14番地1の先
	B	富堂町10番地1の先	富堂町458番地4の先
	C	富堂町127番地1の先	富堂町127番地2の先
	D	田町259番地1の先	田町259番地5の先
大和川第4処理分区	A	檜垣町112番地3の先	檜垣町114番地1の先
大和川第5処理分区	A	柳本町1439番地の先	柳本町1440番地1の先
	B	柳本町1441番地1の先	柳本町1440番地1の先
	C	成願寺町7番地1の先	中山町244番地1の先
大和川第7処理分区	A	遠田町544番地の先	遠田町630番地の先
大和川第8処理分区	A	長柄町2096番地4の先	長柄町2096番地1の先
	B	成願寺町431番地1の先	成願寺町381番地3の先
	C	成願寺町432番地2の先	成願寺町435番地4の先
	D	成願寺町34番地1の先	成願寺町351番地1の先
大和川第15処理分区	A	庵治町754番地の先	庵治町753番地の先

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」

(平成22年 3月 1日 掲示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 3月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成22年 3月 1日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 3月 1日から平成22年 8月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた注射料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成22年 3月 1日揭示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 3月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 3月 1日から平成22年 4月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 3月 2日揭示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 3月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 3月 2日から平成22年 4月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 3月 3日揭示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 3月 3日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成22年3月3日から平成22年5月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成22年3月4日揭示済）

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月4日から平成22年5月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成22年3月5日揭示済）

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月5日から平成22年5月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

（平成22年3月1日揭示済）

天理市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成22年3月1日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成22年3月5日揭示済)

天理市公告第7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用される同法第62条第1項の規定に基づき、大和都市計画道路事業(3・4・404号別所丹波市線)事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部都市計画課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

天理市長 南 佳 策

教育委員会

(平成22年2月25日揭示済)

天教告示第2号

平成22年3月3日午前9時30分から3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年2月25日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

農業委員会

(平成22年2月26日揭示済)

天農委告示第3号

平成22年3月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年2月26日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

記

議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第5号 平成22年度天理市農業委員会の活動計画等の策定について

議案第6号 その他

選挙管理委員会

(平成22年2月10日揭示済)

天選告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年3月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年2月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成22年2月10日揭示済)

天選告示第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成22年2月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年2月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成22年3月2日揭示済)

天選告示第3号

平成22年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,072人
6分の1の数 8,927人
3分の1の数 17,854人